

家畜 衛生 広報

姫路家畜保健衛生所

〒679-2166 姫路市香寺町中村 595-15

TEL (079) 240-7085

FAX (079) 232-2685

E-mail himejikhe@pref.hyogo.lg.jp

ホームページ <http://www31.ocn.ne.jp/~himejikaho/>



平成 27 年 3 月 27 日 姫路城大天守グランドオープン

◎巻頭言	○ご挨拶	1 P
◎防疫演習特集	○鳥インフルエンザの発生に備えた防疫訓練を実施	2 ~ 3 P
	○食鳥処理場における鳥インフルエンザ発生に備えた研修会の開催	3 ~ 4 P
◎防疫情報	○高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の発生防止についてのお願い	4 P
◎疾病情報	○マイコプラズマ乳房炎について	5 P
◎衛生情報	○飼養衛生管理基準の定期報告について	5 P

ご挨拶

所長 荻野雅男



新年明けましておめでとうございます。畜産関係者の皆様方には、ご健勝でご活躍のこととお慶び申し上げます。平素は、家畜保健衛生所の業務推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は韓国の高病原性鳥インフルエンザ（H5N8亜型）の大発生で始まり、4月には国内熊本県でも発生が見られました。幸いにも国内では続発なく推移しておりましたが、11月以降複数の死亡野鳥等で同タイプのウイルスが確認され、12月には宮崎県や山口県で家きんで発生がありました。年明け以降の発生が心配されるところです。

さて、昨年は韓国の高病原性鳥インフルエンザ（H5N8亜型）の大発生で始まり、4月には国内熊本県でも発生が見られました。幸いにも国内では続発なく推移しておりましたが、11月以降複数の死亡野鳥等で同タイプのウイルスが確認され、12月には宮崎県や山口県で家きんで発生がありました。年明け以降の発生が心配されるところです。

これまでの日本や韓国での鳥インフルエンザの発生は渡り鳥の飛来する時期に発生しておりましたが、昨年の韓国では夏場でも発生が見られ、常在化の傾向が窺えます。

一方、口蹄疫は依然として中国、韓国等の近隣国で発生が続いており、国内にいつ侵入してもおかしくない状況にあります。現在、神戸ビーフの輸出が順調に増加しておりますが、万一国内で口蹄疫やBSE等の家畜伝染病が発生しますと輸出にも大きな影響が生じます。常に危機意識を持って発生防止を図ることが重要です。

さて、本年度の当所の業務は、「健全な畜産経営に向けた衛生対策指導」をメインテーマとし、「監視伝染病の発生予防と発生に備えた防疫体制の強化」、「迅速な病性鑑定と的確な対応」、「家畜衛生技術の普及・指導と生産性の向上」、「安全・安心な畜産物の生産指導」4つの項目を設け推進しているところであります。

項目毎に主な取組みを紹介しますと、まず「監視伝染病の発生予防と発生に備えた

防疫体制の強化」では、牛のヨーネ病、結核病やBSE、馬伝染性貧血などの慢性の伝染病の摘発検査や、発生すると生乳出荷に大きな影響を及ぼす炭そ病について乳用牛を対象に年2回の予防接種を実施しております。さらに、社会への影響が甚大な高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などの重大家畜伝染病の発生予防に努めるほか早期発見のための監視の強化、万一の発生に備えた防疫訓練やシミュレーションを地域毎に実施し、迅速に病原体の封じ込めができるよう備えています。

次に「迅速な病性鑑定と的確な対応」では、新たに整備された当所の施設機器の活用により鳥インフルエンザ、口蹄疫等の重大家畜伝染病の診断体制を強化するとともに、最新の遺伝子検査を活用し、迅速的確な疾病診断が可能となるよう体制整備を進めております。

さらに「家畜衛生技術の普及・指導と生産性の向上」では、乳用牛の職業病でもある乳房炎の対策指導を引き続き実施しているほか、神戸ビーフ・但馬牛の需要が伸びているなか、子牛の損耗防止や受胎向上に力を入れております。

最後に「安全・安心な畜産物の生産指導」では、食中毒原因菌であるサルモネラやカンピロバクター、腸管出血性大腸菌等の監視や動物用医薬品の適正販売、適正使用の指導や休薬飼料の検査による抗生物質等の混入防止指導を実施し、畜産物の安全性確保に取り組んでおります。

職員一同「元気な畜産」を合い言葉に業務を進めていきたいと考えております。引き続き関係者の皆様のご協力をお願いするとともに、家畜衛生で困ったことがあれば当所に気軽に相談いただければと考えております。

鳥インフルエンザの発生に備えた防疫訓練を実施

防疫第 1 課 田原和彦

1. はじめに

平成 22 年から 23 年にかけて、全国各地で高病原性鳥インフルエンザ、宮崎県で口蹄疫が発生したことにより、その後改正された防疫指針で、疑似患畜発生から 24 時間以内の殺処分、72 時間以内の焼却、埋却完了が示され、より迅速な防疫体制が求められるようになりました。本県では改正された防疫指針に対応し、平成 24 年度に「兵庫県鳥インフルエンザ対策本部設置要綱」が改正され、全庁横断的体制が構築されるとともに、発生地県民局からなる対策地方本部の初動体制が強化されました。

しかし、具体的に、県民局内部でどの時点でどのような対応が必要なのか認識が乏しく、実効性について不安がありました。また、動員される防疫作業従事者も招集後の健康調査から防護服の着脱、殺処分といった一連の流れを体験する機会がほとんどありませんでした。そこで、東播磨県民局において、第 1 部では、仮想発生農場を設け、時系列で整理した各事務所の役割をシナリオに基づく机上訓練で確認し、第 2 部では、防疫作業従事者として登録されている職員に防疫作業の従事に係る一連の流れを体験してもらうとともに、県下の県民局、市町にも訓練に参加してもらうことで県全体への初動防疫体制強化の波及を図りました。

2. 防疫訓練の内容

9 月 30 日に県下で初めての公開形式による『鳥インフルエンザの発生に備えた防疫訓練』を、東播磨県民局、姫路・和田山・淡路家畜保健衛生所、加古川市及び公益社団法人兵庫県畜産協会の共催並びに兵庫県養鶏協会の後援により実施しました。県及び市町の危機管理、農林、健康福祉、環境の各部局の職員のほか、警察や農業高校等、総勢 215 名の参加がありました。

第 1 部の訓練では、東播磨県民局管内の農

場における鳥インフルエンザの発生を想定し、「鳥インフルエンザ対策東播磨地方本部（以下 対策地方本部）等」を立ち上げ、異常鶏の発見から発生農場での鶏の殺処分までの一連の作業手順を確認した後に、課題を協議しました。

東播磨県民局長が対策地方本部長、県民局の各所属長等が対策本部員を務めるなか、発生農場からの異常鶏発見の通報など農家役と家畜保健衛生所職員の緊迫したやりとりや、本部長から「周辺農場への感染拡大の可能性は？」、「現在流通している畜産物の安全性は？」、「農場に出入りしていた方々の健康状況は？」等の質問があるなど、本番さながらのやりとりが繰り返されました。



第 2 部では、防疫作業従事者を対象として加古川・明石健康福祉事務所による「健康調査」、姫路・和田山・淡路家畜保健衛生所による「防護服の着脱手順」及び「模擬鶏を使った殺処分」についての説明と一連の実地訓練を行いました。

参加者からは、「パワーポイントを活用した公開形式の訓練でわかりやすかった」、「全体的な流れが理解できた」、「事務所において役割に応じた作業手順を準備しておく必要性を感じた」などの意見があり、認識の共有化が

図られました。また、「作業体験できる機会を増やしてほしい」等の意見もありました。



模擬鶏を使った殺処分訓練の様子

【防疫演習特集 2】

食鳥処理場における 鳥インフルエンザ発生に備えた研修会の開催

防疫第1課 田原和彦

10月31日に印南養鶏農業協同組合食鳥センター（加古川市）において、管内の大規模食鳥処理施設の職員を対象に、県下で初めてとなる食肉衛生検査センターとの合同研修会を開催しました。当研修会は、鳥インフルエンザ疑いの異常鶏を発見した際に、異常鶏の発見から陽性時の対応及び施設再開までの必要な動きについて確認し、適切且つ迅速な対応が図られることを目的に実施しました。

研修会は二部構成で実施し、第一部では鳥インフルエンザについての知識啓発と、異常鶏が鳥インフルエンザ簡易検査で陽性が出た際の対応についてスライドを用いて研修を行いました。研修では、簡易検査陽性時の処理場での流れに沿ってその際の指示事項等について確認を行いました。

特に生体検査で陽性が確認された際には、解体処理の中断と併せて、食鳥検査員から家畜伝染病予防法上の指示事項（関係車両の出入禁止、外出者への適切な消毒、従業員の他の家さん農場への出入禁止、搬出車両の特定等）を食鳥処理施設管理者へ指示し、早期に初動対応が早期に初動対応が図られるように

3. おわりに

家畜保健衛生所では今回の訓練により、「兵庫県鳥インフルエンザ対策本部設置要綱」分掌表に定める県民局内の役割分担及び各事務所の業務を確認することができました。今後は、今回の体験を踏まえ、他の県民局においてもより充実した内容で防疫訓練を実施し、県全体の初動防疫体制を強化していきたいと思えます。

することを確認しました。



机上演習（印南養鶏農協食鳥センター）

また食鳥処理場の業務再開に当たっての必要要件（1週間間隔で3回以上の施設消毒の完了）についても確認されました。第1部の最後に防護服の着衣演習をおこない、第2部の実際に鶏を用いた処理施設での実地訓練に移りました。

第2部は、第1部で説明した「陽性結果が出た際の対応について」内容を、場面毎に指示事項等を確認しながら実地訓練を進めてい

きました。

このたびの研修を通じて、現場の動きの中でそれぞれの役割や対応等が確認できた一方で、今後、食鳥処理場や食肉衛生検査センターとの検証を行い、より効果的な対応方法について検討していきます。



実際に生鳥を使った実地演習

【防疫情報】

高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の発生防止についてのお願い

防疫第2課 小西貴宏

渡り鳥が飛来する季節は「高病原性鳥インフルエンザ」の発生する危険性が格段に高まります。また海外では、「高病原性鳥インフルエンザ」及び「口蹄疫」の発生が続いています。さらに春節を迎えるにあたり、アジア地域における人・物の移動が盛んになることが見込まれることから、これら家畜伝染病の発生を予防するため、飼育者・関係者の皆様には以下のことについて、ご理解ご協力をお願いします。

【高病原性鳥インフルエンザ】

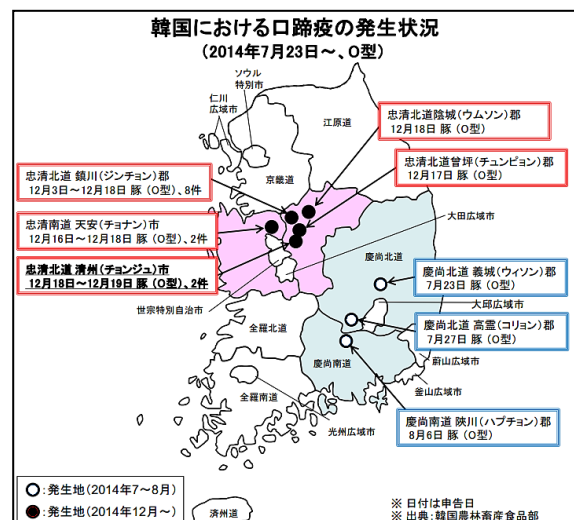
養鶏農場で5例（宮崎県2例、山口県1例、岡山県1例、佐賀県1例）の発生、全国各地で野鳥においてウイルスが検出されるなど、県内で発生する危険性が格段に高まっています。引き続き下記の点について、よろしくお願いします。

- 飼養衛生管理基準の遵守
- 野鳥、ねずみ等の野生動物対策
 - ・・防鳥ネット等の侵入防止、駆除対策
- 早期通報の徹底
 - ・・異常家畜を発見したら、すぐに当所へ連絡を！
- 消毒及び記録の徹底
 - ・・出入りする人、車両等の消毒と記録、資材搬入時の洗浄及び消毒

【口蹄疫】

中国、ロシアなど近隣諸国での発生が続いています。特に韓国では、平成26年7月以降発生が続いており、国内へ侵入する可能性が高まっています。引き続き下記の点について、よろしくお願いします。

- 飼養衛生管理基準の遵守
- 海外渡航の自粛
- 早期通報の徹底
 - ・・異常家畜を発見したら、すぐに当所へ連絡を！
- 消毒及び記録の徹底
 - ・・出入りする人、車両等の消毒と記録、資材搬入時の洗浄及び消毒



【疾病情報】

マイコプラズマ乳房炎について

病性鑑定課 小島温子

近年、主に大規模酪農場で発生が増加している牛のマイコプラズマ乳房炎は、伝染力が強く、難治性で廃用率も高い疾病です。今年度、管内1酪農場で発生し、初発から、約1か月間に数頭への感染が確認され、現在、清浄化のための対策・検査を続けています。

マイコプラズマ乳房炎の主な原因菌は、マイコプラズマ・ボビス (*M. bovis*) やマイコプラズマ・カリフォルニカム、マイコプラズマ・ボビジェニタリウムなどがあり、特に、*M. bovis* は肺炎や中耳炎も起こす菌です。症状は、乳房の腫大・硬結、凝固物を含んだ水様乳汁、泌乳停止などがあり、潜在性の場合もあります。乳房炎発症の経路としては、①乳頭口からの侵入(搾乳や接触)②血行性(先

にマイコプラズマ肺炎があり血液を介してマイコプラズマが乳腺組織に移行)があります。

対策としては、早期発見と牛群からの隔離、淘汰も視野に入れた清浄化が必要になってきます。また、他の伝染性乳房炎と同様に、正しい搾乳手順や搾乳機器の点検、牛舎環境の消毒も重要です。

マイコプラズマは、発育に特別な培地が必要なため、通常の乳汁検査(血液寒天培地を使用)では検出できません。もし、乳房炎の症状がいつもと違うようなとき、治療に反応しない、症状があるにも関わらず、菌分離陰性のときには、マイコプラズマ検査も実施するほうがよいので、家保までお知らせください。

【衛生情報】

飼養衛生管理基準の定期報告について

安全対策課 丸尾喜之

家畜伝染病予防法に基づいて、家畜の飼養者は、毎年2月1日時点で飼養している家畜の頭羽数や衛生管理の状況を最寄りの家畜保健衛生所に報告することが義務づけられています。

今年も報告書提出の時期となりましたので、対象となる家畜飼養者の皆様には、すみやかな報告書の提出をお願いします。

また、各関係機関の方々には、家畜飼養者の報告書提出に対する意識啓発についてご協力いただきますようお願いいたします。

1 報告対象

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、馬、豚、いのしし、鶏、うずら、あひる(アイガモを含む)、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥を1頭(羽)以上飼育している人

※小規模零細な家畜所有者でも、報告対象となりますのでご注意ください。

2 報告内容

飼養する家畜の種類と頭羽数、衛生管理の状況等

※小規模飼養の場合は、家畜の種類と頭羽数のみの報告となります。

報告様式は、姫路家畜保健衛生所のホームページからダウンロードできますのでご利用下さい。

(<http://www31.ocn.ne.jp/~himejikaho/>)

3 報告期限 平成27年3月末日

4 提出及び問合せ先

姫路家畜保健衛生所

〒679-2166 姫路市香寺町中村 595-15

TEL:079-240-7085、FAX:079-232-2685

26農②-010A4